

## 滞在時間拡大に向けたモデルツアー企画造成業務 特記仕様書

### 1 業務の目的および方針

地方創生の取組を開始して5年が経過する中、ビワイチによる日帰り旅行については定着しつつあり、ビワイチサイクリストも増加傾向にありますが、旅の出発点や通過点としての来訪が多く、消費喚起のためには滞在時間の拡大が課題として挙げられます。

また、アフターコロナにおいては旅行需要が瞬間的に高まり観光業の競争激化が予想されることから、レジャー滞在以外の集客手法を確立しておく必要があります。

こうした中、都市部では新たな働き方として遠隔地での勤務を含めた検討が進んでいることから、長期滞在需要を持った方へのアプローチとして、「work（仕事）」と「vacation（休暇）」を組み合わせた新たな働き方であるワーケーションを当エリア内で具現化・提案することで滞在時間の拡大を図り、また、エリア内事業者とビジネス型滞在についての共通認識を醸成することで、本市への誘客・地域活性化を図るものです。

### 2 本業務の概要

- (1) 現状の地域の観光施設とビワイチサイクルを複合的に活用したワーケーションの方向性及び実施戦略の形成
- (2) 実証実験及び事業周知を兼ねたモニターツアーの企画・実施
- (3) 評価と課題を整理し、当該エリアで実現可能な理想の仕事環境を定義化・エリア内事業者と共有
- (4) メディア・SNSを活用した情報配信・発信
- (5) 上記(1)～(4)の実施報告書のとりまとめ

### 3 本業務のターゲット層

テレワークで勤務が可能な個人事業主や、勤務形態としてテレワークが標準化されている企業等で働く個人

### 4 履行の期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

### 5 業務の内容

- (1) 現状の地域の観光施設とビワイチサイクルを複合的に活用したワーケーションの方向性及び実施戦略の形成

新しい生活様式・テレワークを日常生活に取り込んでいる層に対し、市内で

のワーケーションが働き方の選択肢として浸透するよう、地域課題や産業構造の分析等を踏まえ、ワーケーションとビワイチサイクリングの有機的な結びつきを念頭に置き、本市におけるワーケーション推進の方向性及び実施戦略を検討すること。

## (2) 実証実験及び事業周知を兼ねたモニターツアーの企画・実施

ア 実証事業の実施にあたって必要となる企画や手配等を踏まえ、複数の宿泊施設を活用し、1泊2日を標準期間とし実施すること。会場や設備等の手配・調整については、原則として受注者にて行うこととする。

イ 実施期間については令和3年10月から12月の間で調整すること。

ウ 参加者については最大4名とし、選定については発注者により行う。

エ モニターツアーの実施にあたっては、ワーケーション利用による来訪を契機とし、ビワイチや湖岸アクティビティへ誘導できるよう、自然体験型コンテンツ等を行程に盛り込むこと。

オ 費用負担について、参加者の往復交通費および宿泊費、その他自然体験型コンテンツ等利用料は受注者の負担とし、飲食費は参加者負担とする。

## (3) 評価と課題の整理を行い、当該エリアで実現可能な理想の仕事環境を定義化しエリア内事業者と共有

ア 理想の仕事環境の整備に向けて必要となる設備や機器類の検討を行い、モニターツアーで利用した施設で実現可能な環境をハード・ソフトの2点で明確化し報告すること。

イ ツアー参加者へ事業評価アンケートを実施し、併せてエリア内事業者へヒアリングを行い、受け入れ側の課題や改善点について取りまとめ課題整理すること。

## (4) メディア・SNSを活用した情報配信・発信

ア 上記(1)から(3)での実施業務、琵琶湖岸の自然環境下で実施するワーケーションによる業務生産性やモチベーション向上イメージがターゲット層および地域に周知されるようSNS、メディアを活用する中、情報発信施策を受注者により企画・実施すること。

イ 発注者によるホームページ等の広報・情報発信が必要と判断された場合、事前に発注者と協議し、発注者の行う活動を積極的に支援すること。(例：記者へのリリース資料の作成、市ホームページへの情報掲載など)

## (5) 報告書のとりまとめ

ア 業務完了後は遅滞なく発注者へ報告書を提出すること。なお、書式は任意書式でかまわないが、当初企画内容や途中協議内容等を踏まえた結果がわかる内容としてまとめること。

イ 本業務で実施した(1)から(4)の内容の実施効果については受注者にて検証

をし、実施効果についてもまとめること。

## 6 成果物

本業務の成果物として、以下を提出すること。

### (1) 業務実績報告書 1部

※報告書書式は任意とし、事業実施状況、情報発信における実施内容効果等をデータや実施風景の写真を添え、報告書にまとめることとし、契約書と同一の契約者名・捺印を押捺すること。

## 7 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、今後、国や県等の要請により、仕様書の記載内容の実施が困難となる場合やイベント時期の延期または中止となる可能性がある。この際、遅滞なく発注者と協議し、仕様書の変更等について発注者が認めた場合につき、適宜対応するものとする。

(2) 撮影等で使用した写真、データの著作権については全て発注者に帰属するものとする。

(3) その他は撮影等については以下のとおり。

ア 道交法はじめ各種法令を遵守すること。

イ 調査、取材、撮影において、警察との協議や許可申請、各施設への取材協力依頼や交渉が発生した場合、原則として受注者にて対応すること。ただし、業務を実施するうえで、発注者により各種調整、取材等を対応した方が好ましいと判断される場合は、発注者と協議の上、受注者とともに対応することとする。

ウ 発注者の所有する写真素材や観光パンフレット等の既存資料が必要な場合、受注者の求めにより提出するものとする。

エ 撮影に際し、被写体の手配、特殊な機材や備品が必要な場合、原則として受注者にて行うこと。ただし、発注者と協議し、発注者が承諾した場合は発注者により手配することを妨げない。